

令和8年度 横手市立横手南中学校部活動運営方針

1 部活動の意義と方針の趣旨

(1) 部活動の意義・目標

ア 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化等に親しむことにより、豊かな学校生活を送る上で大きな意義をもつ。

イ 部活動は、学年や学級の枠を超えた交流の中で、好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感等の涵養に資するなど、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。

ウ 部活動は、生涯にわたりスポーツや文化等に親しむ態度を育むとともに、学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

(2) 部活動運営の基本方針

ア 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校の教育活動の一環として、教育課程との連携が図られるようにする。

イ 部活動の運営については、学校全体としての指導・運営体制を構築し、担当者を複数配置するなど、教員の負担軽減にも配慮する。

ウ 学校部活動の地域展開を見据え、学校や地域の実情を踏まえながら、生徒が継続してスポーツや文化等に親しむことができる環境づくりを目指す。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 校長の取組

ア 学校教育目標や「横手市立中学校部活動の在り方及び地域クラブ活動の推進に関する方針」に則り、毎年度「横手市立横手南中学校部活動運営方針」を策定する。

イ 部活動担当者による「部活動委員会」を設置し、部活動の在り方や生徒の安全確保、事故防止、部活動の地域展開等について、必要に応じて確認する。

ウ 各部活動担当者に、年間の活動計画及び月の活動計画を作成させ、これを公表する。

エ 各部の担当者を可能な限り複数配置とし、担当者の負担軽減に努める。

(2) 部活動担当者の取組

ア 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により、学校の教育活動の一環として行われるものであることを理解し、教育課程との連携を図った運営に努める。

イ 活動中及びその前後における安全確保や事故防止に努める。

ウ 生徒の心身のバランスのとれた健全な成長を促す観点から、効率的な練習や適切な休養のとり方に配慮するとともに、生徒や保護者と十分にコミュニケーションを図りながら運営に当たる。

3 運営の実際

(1) 入部・退部・転部の届出について

ア 部活動への入部については、毎年度4月に、保護者の承認を得た入部届を提出する。

イ 退部や転部については随時受け付けるが、本人、保護者、学級担任、部活動担当者が十分に話し合った上で届け出るものとする。

(2) 計画の作成について

ア 部活動担当者は、年間の活動計画及び各月の活動計画を作成し、校長の了承を得た上で生徒、保護者に周知する。

(3) 活動の費用について

ア 市からの大会派遣補助金、PTA会員の会費、寄付等をもって生徒活動応援費とする。

イ 管理については学校事務担当者が行う。

ウ PTAの了承を得た上で、PTA会員の各世帯から年間3,000円を会費として徴収し、生徒活動応援費に組み入れる。

エ 生徒活動応援費は各種大会、コンクール等に出場する際の補助として運用する。

オ 各部活動で上記以外に活動の費用が必要な場合は、各部の保護者による話し合いで詳細を決める。

(4) 活動時間について

ア 4月から9月の平日は、放課後2時間程度の活動とする。9月末から3月末日までの平日は、放課後1時間半程度の活動とする。

イ 年間を通じて、休日の活動時間は3時間程度までとする。ただし、大会参加や練習試合についてはこの限りではなく、生徒の過度な負担にならないよう配慮する。

ウ 朝の活動（朝練習）は行わない。

(5) 休養日について

ア 平日は週1日の休養日を設ける。原則として毎週月曜日を休養日とする。

イ 第1、第3日曜日は、年間を通し原則として休養日とする。

ウ 週末の休日は少なくともどちらか1日を休養日とする。

(6) 大会やコンクールへの参加について

ア 校長及び部活動担当者は、公式大会等以外の大会やコンクール等について、精選する。

イ 部活動担当者は、公式大会等以外の大会やコンクールへの参加について、各部の実態や生徒の状況を踏まえ、休養日を確保することを考慮した上で、校長の許可を求める。

ウ 校長は、大会参加の回数や休養日の設定、生徒や顧問の負担について判断し、必要に応じて参加を見送ることを含めて指導を行う。

(7) 外部指導者・外部コーチについて

ア 各部の状況により、外部指導者・外部コーチを依頼する場合には、各部活動担当者が校長に対し、「外部指導者・外部コーチ登録申請書」を提出する。

イ 校長は提出された「外部指導者・外部コーチ登録申請書」の人物について十分に調査し、必要があれば面接を行って登録の可否を判断する。

ウ 校長及び部活動担当者は、外部指導者・外部コーチに対して部活動の位置付けや生徒への指導の在り方、生徒の安全確保や事故防止、ハラスメントの根絶などについて、定期的に確認する。

4 生徒の安全確保・事故防止について

(1) 事故防止のマネジメント

ア 校長及び部活動担当者は、部活動における生徒の心身の健康管理、事故防止に十分配慮する。

イ 運動部担当者は、過度な練習はリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことを理解した上で、専門的知見を有する保健体育の担当教員や養護教諭等と連携・協力して指導に当たる。

ウ 文化部担当者は、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、それぞれの目標を達成できるよう配慮して指導に当たる。

(2) 施設・設備・用具等の管理

ア 校長及び部活動担当者は、使用する施設・設備・用具等の安全性について常に確認し、安全面に十分に注意して指導に当たる。

イ 部活動担当者は、施設・設備・用具等の安全性に問題があるときには、直ちに活動の中止や延期、用具等の補修等について検討するとともに、必要に応じて管理職に報告する。

(3) 生徒の健康状況の把握と配慮

ア 部活動担当者は、活動の前後に健康観察を行い、活動中も常に生徒の健康管理に努める。

イ 感染症拡大のおそれがある状況では、校長の指導の下、活動内容の変更や中止等の措置を講じる。

(4) 環境条件への対応

ア 校長及び部活動担当者は、気象等の環境条件について十分に配慮し、異変が予想されるときには活動の中止も含め、生徒の安全確保に努める。

イ 熱中症による事故を防止するため、「横手市立小・中学校熱中症予防ガイドライン」を参考に、活動の実施について適切に判断するとともに、気象庁の「高温注意情報」及び環境省の「熱中症予防情報サイト」等の情報に注意し、気温や湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。

5 体罰・ハラスメントの根絶及び不祥事等の防止

(1) 体罰・ハラスメントの防止

ア 部活動は、学校教育の一環として行われるものであり、指導に当たって体罰や生徒の人間性を損ねたり否定したりするような発言等は許されない、という認識を、校長や部活動担当者だけでなく、生徒やその保護者とも共有する。

イ 部活動担当者は、生徒に対して、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントと判断されるような発言や行為等がないよう適切な指導を行うものとし、校長はこれを監督する。

(2) 不祥事の防止

ア 部活動担当者は、指導に関係する者から、金銭や物品等の提供を受けてはならない。

イ 部活動担当者は、金銭に直接触れる機会ができるだけなくなるよう、学校の事務担当者や保護者による組織の代表と十分に連携をとる。

6 部活動の地域展開について

(1) 地域クラブ設立についての学校対応

ア 地域クラブ設立を検討している団体から相談があった場合は、市教育委員会及び市中学校体育連盟と活動内容や設立計画等について相談・協議する。

イ 市教育委員会の認定を受けた地域クラブの報告があった際は、当該地域クラブの設立や活動内容、スケジュール、クラブ員募集等について生徒・保護者・学区内小学校・地域に周知する。

ウ 各部の部員数や地域クラブ参加状況を踏まえ、当該部活動の募集停止及び設置の継続について「部活動委員会」で検討し、適時、地域展開状況や募集停止年度を生徒・保護者・当該校区小学校・地域に周知する。

エ 「部活動改革実行期間」(R8～R13)においては、地域クラブ活動と連携・調整を図りながら部活動を実施する

(2) 教職員の兼職兼業について

ア 教職員から兼職兼業の許可申請があった場合は、校長がその内容を確認し、学校運営への影響や職務・校務分掌の公正、当該職員の心身の健康等に十分に留意して判断し、市教育委員会に申請する。

イ 兼職兼業の許可を得て地域クラブ活動に従事している教職員については、従事内容や勤務時間外在校等時間と従事時間について確認し、必要に応じて当該教職員や地域クラブと協議する。

7 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

(1) 基本的な考え

ア 学校部活動と地域クラブ活動で、高等学校入学者選抜における取扱いに差が生じることのないよう十分に留意する。

イ 学校部活動や地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部・退会したこと、他の部活動に転部したことなどのみをもって不利に取り扱うことのないよう十分に配慮する。

(2) 調査書等への記載

ア 調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動から何うことができる生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど多面的に把握し、記載する。

イ その際には、地域クラブ運営団体等と必要に応じて情報共有する。(ただし、地域クラブが高等学校と直接やりとりをすることは想定されない。)

本方針は令和8年4月1日より適用する。